

仕 様 書

1 業務名

次期札幌市児童相談体制強化プラン策定のための調査分析・策定支援業務

2 業務目的

札幌市では、「第3次札幌市児童相談体制強化プラン」（令和3年策定、以下「現プラン」という。）に基づき、児童相談体制・機能の強化をはじめ、区役所や関係機関との役割の明確化や連携体制の構築などの施策を推進してきた。また、現プランにおいて設置方針を定め、令和7年9月22日には、市内2所目の児童相談所となる「札幌市東部児童相談所」（以下「東部児童相談所」という。）を白石区へ開設した。

現プランは令和6年度で当初の計画期間が終了したところであるが、依然として相談受理件数及び児童虐待相談対応件数は全国的に増加傾向にあり、札幌市においても高止まりの状態が続いている。また、令和4年度改正児童福祉法において、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図られた児童福祉施策の推進も求められているところ。

このことから、札幌市における児童相談体制の更なる強化に向けた施策や取組を推進していくため、後継となる新たなプラン（次期札幌市児童相談体制強化プラン）を策定する必要があるが、その策定に当たっては、これまでの現プランにおける取組の効果や東部児童相談所の開設による効果や課題等を検証し、効果的な施策や取組を検討していくことが重要となる。

このため、本業務は、新たなプランの策定に向けて、東部児童相談所の開設による効果・課題の検証を含めた調査分析及び新たなプランの策定支援を行うことを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務内容

(1) 児童虐待防止対策及び社会的養護に関する調査分析

札幌市における児童虐待防止対策体制の強化及び社会的養育推進に向けた基礎資料とするため、下記ア～オについて調査分析を行う。

調査分析においては、予測・推計手法に関する検討、求めるデータとの相関関係等の調査及び推計の前提条件等に関する委託者との協議等を行ったうえで、各項目について分析結果を報告書としてまとめること。

なお、最終的な報告書は令和8年7月末までを目途に提出することとし、下記ア～ウについては委託者の求めに応じて令和8年6月上旬頃を目途に速報値を報告すること。

ア 要保護児童数の推計（おおむね2040年度まで）

イ 児童虐待相談対応件数の推計（おおむね2040年度まで）

ウ 一時保護児童数の中長期的な予測（おおむね2040年度まで）

エ その他児童虐待防止対策及び社会的養育等に関するデータの調査分析
（2項目以上とし、具体的な項目は委託者との協議の上決定する。）

オ 上記ア～エの事項について、国、他都市、社会情勢その他特筆すべき事項との因果関係の分析（札幌市における現状について、国や他都市における傾向との比較検討も含む）

※ ア～ウについては、札幌市における区ごとの分析も併せて行うこと。

※ アについては、年齢区分別（3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降）ごとに算出すること。

<提供する資料の例>

以下のデータ等について、委託者から提供する。

	データ等の種類	備考
1	福祉行政報告例 (厚生労働省)	Excel又はスプレッドシート形式（令和4年度～令和6年度実績） ※ 過年度データ及び札幌市提出データの提供も可。 ※ 令和7年度実績は令和8年12月頃に公表予定。
2	児童養護施設入所児童等調査 (こども家庭庁)	PDF形式（平成30年2月1日現在、令和5年2月1日現在） ※ 5年周期で実施。
3	児童相談所業務概要 (札幌市作成)	PDF形式（令和4年度～令和6年度実績） 過年度データの提供も可。
4	他自治体調査 (札幌市が実施)	調査分析に必要なとなる他政令指定都市等のデータ収集のため、委託者と受託者において調査項目を調整のうえ、委託者から他自治体に文書照会を行う。

※ その他受託者の調査分析に必要なデータ等がある場合は、可能な範囲で提供する。

<調査分析の際に参考とする要領>

都道府県社会的養育推進計画の策定要領（こども家庭庁）

(2) 東部児童相談所開設による効果・課題に関する調査分析

東部児童相談所の開設による効果・課題について、下記のとおり実施する施設、里親、施設等に措置中の子ども、地域関係機関及び東部児童相談所に来庁する市民に対するアンケート及び(3)による関係機関等に対するヒアリングの結果を踏まえて調査・分析を行うこと。

調査分析に当たっては、児童相談所の管轄区域に関する法令上の参酌基準及び「「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」の公布について（通知）」（令和3年7月21日付け、厚生労働省子ども家庭局長通知）における内容を踏まえたうえ、主に以下の論点から検証を行うこととする。

なお、調査・分析結果の報告書は令和8年7月末までを目途に提出することとし、アンケート調査が終わった段階で収集したアンケートの取りまとめ結果を集計して速報データとして提出すること。

	調査分析の論点	想定される検証事項（例）
1	施設・設備面	施設利用に関する市民の利便性、専用設備(司法面接室、おやこ支援ルーム等)の使用による支援の変化、一時保護所の定員数増加や環境改善による児童への影響

		など
2	地理的条件・交通事情	児童相談所までの移動時間短縮による市民の利便性など
3	組織体制	児童福祉司や児童心理司による相談支援対応の変化など
4	関係機関との連携強化	関係機関等によるケースマネジメント機会の変化(相談支援機関による会議、教育機関・警察・保育所等との合同研修機会の変化等)、児童福祉関係施設・里親との連携の変化など

※ 上記以外の論点による調査分析も可能であれば、積極的に提案しながら進めること。

本業務におけるアンケート調査は以下のとおり実施すること。

ア 調査対象

1	児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、自立援助ホーム	64施設 (令和7年7月時点)	WEB回答フォームのメール送信を想定
2	ファミリーホーム	18施設 (令和7年7月時点)	WEB回答フォームのメール送信又は郵送を想定
3	里親	156組 (令和7年7月時点)	郵送を想定
4	施設措置、里親委託中の小学4年生以上のこども	591人 (令和7年7月時点)	上記1～3の施設及び里親への郵送を想定
5	札幌市児童相談所及び東部児童相談所の一時保護所に入所中の小学4年生以上のこども	31人 (令和7年12月時点)	委託者がアンケートを回収し、受託者へ郵送する想定
6	(東部児童相談所の管轄区域内)警察署、児童家庭支援センター、里親支援機関、大学、児童福祉関係機関等の関係機関	14件程度	WEB回答フォームのメール送信又は郵送を想定
7	東部児童相談所へ来所した市民及び来所したことのある市民	1か月程度 ※ 100件程度の回収を想定	郵送又は配架を想定

※ 調査対象とする関係機関については、委託者と協議の上で決定する。

※ アンケート調査票は、関係施設・里親向け、こども向け、関係機関向け及び市民向けの4種類を想定。

※ 印刷数は最大900件程度、郵送件数は最大350件程度を想定。また、アンケート回収率は50%程度を想定。

イ 調査票の作成

前述の論点を踏まえたうえ、委託者が素案として質問項目を示すため、双方で協議のうえ調査票を作成し、必要な表紙等を併せて作成したうえで印刷する。

なお、こどもに対するアンケート調査票は、こどもの年齢に合わせた分かりやすい表現となるよう留意すること。

ウ 調査方法

調査対象ごとに、委託者と協議のうえ、郵送、WEB又は配架による手法で令和8年5月中を目途にアンケート調査を開始する。

郵送の際は返信用封筒で回収を行うこととし、発送に必要な物品は受託者が用意すること。また、配架によるアンケート調査を実施する場合は、受託者が設置した調査票回収箱（調査票が持ち出されないよう鍵付きのものとする。）により回収すること。

なお、郵送又は配架の場合であっても、調査票の回収率を上げるため、インターネットを用いた回答手段を併用することとし、WEB上に回答フォームを作成する場合は、下記の要件を満たすこと。

(ア) マトリックス設問にも対応させるよう工夫を行うとともに、スマートフォンからでも操作及び回答しやすく、かつ集計に支障がないものとする。

(イ) 設問に応じて分岐させるなど、回答者が回答しやすいものとする。

(ウ) WEB回答フォームを作成するシステムは、適切なネットワークの保護がなされたものを使用すること。また、データベースシステムは障害が起きた際に復旧できるようにすること。

エ 調査票の集計・分析

調査票及びWEBフォームから得られたすべての情報を入力し、集計分析を行う。設問毎の単純集計のほか、委託者の指示に基づき、必要なクロス集計を行い、表及び各種グラフを作成する。また、記述式の設問に対する回答は、原文のまま一覧表を作成する。

※ 回答入力に当たっては、今後の独自分析で使用可能となるよう、基本属性及び設問同士のクロス集計が可能な形式のExcelデータを作成すること。

(3) 関係機関等へのヒアリング調査

関係機関等への集合ヒアリングを計5回程度実施（各1時間程度）するため、調査項目の検討、ヒアリング当日の運営及び評価等を行う。

各回の実施後2週間以内にヒアリング結果を報告書として取りまとめて納品することとし、報告書は原則としてA4判4ページ以内とすること。

ヒアリングの実施場所は、ヒアリング対象機関等の指定場所（市内）、札幌市児童福祉総合センター（中央区北7条西26丁目）又は東部児童相談所（白石区本郷通3丁目北3）を予定している。

(4) パブリックコメント及びキッズコメントの実施支援

上記(1)～(3)における調査・分析結果及び札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会における審議等を踏まえて委託者においてプラン案を作成するため、その後において札幌市が実施するパブリックコメント及びキッズコメントにおける資料作成、意見の集計やとりまとめの支援を行うこと。

5 成果物の提出

前項4で掲げた業務について、業務報告書を電子データによりCD-R、DVD-R、電子メールのいずれかの方法で提出すること。

本調査にかかる各種成果物については、下記のとおり納品すること。

項番	名称	提出時期	備考
4-(1)	児童虐待防止対策及び社会的養護に関する調査分析結果のうち、以下数値の速報データ ※ ①要保護児童数の推計②児童虐待相談対応件数の推計③一時保護児童数の中長期的な予測	令和8年6月上旬頃	Excel形式で納品
4-(1)	児童虐待防止対策及び社会的養護に関する調査分析結果報告書 (概要版も含む)	令和8年7月末頃	Word形式で納品 ※ 集計表及び図表については、Excel形式も納品
4-(2)	調査票データ	令和8年5月中旬頃	Word形式で納品
4-(2)	集計用個票データの速報	令和8年6月上旬頃	Excel形式で納品
4-(2)	単純集計表及びクロス集計表の速報	令和8年6月上旬頃	同上
4-(2)	東部児童相談所開設による効果・課題に関する調査分析結果報告書 (概要版も含む) ※集計用個票データ、単純集計表及びクロス集計表の最終版を含む	令和8年7月末頃	Word形式で納品 ※ 集計表及び図表については、Excel形式も納品
4-(3)	関係機関へのヒアリング結果の報告書	各ヒアリング実施後2週間以内	Word形式で納品
4-(4)	パブリックコメント及びキッズコメント実施に関する資料等	令和9年1月頃	Word形式で納品 ※ 集計表及び図表については、Excel形式も納品

※ 各報告書の報告内容については、委託者と別途協議すること。

※ グラフ、表、コメントは、委託者の承認を得るまで校正を受けること。

6 契約金額の支払い

契約金額は当該業務の完了後検査を行い、検査合格後に一括で支払う。

7 権利関係

(1) 本業務における制作物の取扱い

ア 本業務の履行における制作物の所有権は、全て委託者のものとする。

イ 成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作物(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 知的財産権の使用について

本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他の知的財産権を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任及び費用負担を負うものとする。

8 個人情報の取扱い

事業の実施に当たっては、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理及び安全保護を図るために必要な措置を講ずるとともに、個人情報保護に関する委託者の施策に協力すること。

また、受託者は別紙1「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、別紙2「個人情報取扱安全基準」に適合していることを、別紙3「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」により提出するとともに、委託者から個人情報の管理状況について実地検査を求められたときは速やかに応じること。

9 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガスなどの使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量低減に努めること。
- (4) 自動車などを使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップ実施など環境に配慮した運転に努めること。
- (5) 業務に係る用品などは、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

10 留意事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること並びに資料及びデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用、保存、処分等に当たっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を受けたときは、速やかに個別調査票及び集計結果データの内容等を破棄し、その処分経過は書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)をもって委託者へ報告すること。

(2) 身分証明書の携行等

受託者の作業従事者は、本市の施設内及び本業務に関して立ち入りが必要となる本市以外の施設内では、常に身分証明書を携行すること。また、本市施設内においては、本市業務担当者が許可しない限り、作業上必要でない場所へ無断で立ち入らないこと。

(3) 疑義の解消等

業務の実施に当たって必要な事項のうち、本書で明記のない点又は疑義が生じた場合及びこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者に確認し指示を受けること。

(4) 本仕様書に定める内容以上の企画、機能、運用などが可能であれば、積極的に提案

しながら進めること。

(5) 本業務の遂行に当たって、市民や関係機関からの問い合わせがあった場合は、原則として受託者が対応すること。また、クレームが発生した場合も、受託者が迅速かつ誠実な対応を行うとともに、委託者に報告すること。

(6) 成果物に係る留意事項

本業務成果物については、意味不明、不完全又は曖昧な表現の記述をしないよう留意し、専門的又は特殊な法律・技術用語については用語解説又は注釈を付記すること。

成果物の納入後、委託者において実施する成果物検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該箇所の修正又は追加を行うこと。

委託者は、本業務の報告書等の成果物の一部又は全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭において成果物を作成すること。

(7) その他

本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ、決定すること。

11 参考

(1) 第3次札幌市児童相談体制強化プラン

<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisou/plan3.html>

(2) 札幌市児童相談所業務概要（令和7年版）

<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisou/gyoumugaiyo.html>